

自主規制モニター会議

次第

(2023年3月30日(木) 14:00~16:00)

I 開会

II 会長挨拶

III 議事

1. 自主規制の活動報告（運営状況）

【資料1】

- (1) 品質管理レビュー制度
- (2) 個別事案審査制度
- (3) 審査申立て制度
- (4) その他

2. 自主規制の活動報告（論題）

(1) 公認会計士法改正への対応

上場会社等監査人登録制度の導入（法定化）に伴う現行制度の見直し

【資料2】

(2) 公認会計士資格の表記に関する誤りへの対応

【資料3】

(3) 継続的専門研修制度の見直しに係る対応

【資料4】

IV 閉会

会議資料

資料No.	資料
1※	自主規制の活動報告（運営状況）
2	上場会社等監査人登録制度の概要
3※	公認会計士資格の表記に関する誤りへの対応状況
4	継続的専門研修制度に関する会則等の一部変更について

※ 会則第 111 条第 4 項ただし書により全部又は一部が非公表とされた資料

自主規制モニタ一会議委員

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
おおば あきよし 大場 昭義	日本公認会計士協会 外部理事 一般社団法人日本投資顧問業協会会長
こばやし まり 小林 麻理 (議長)	早稲田大学 教授
その まり 園 マリ	公認会計士 元・証券取引等監視委員会委員
はやし けんたろう 林 謙太郎	日本取引所自主規制法人 常任理事
まつの まさと 松野 正人	日本監査役協会 会長
みやけ ひろし 三宅 弘 (副議長)	原後綜合法律事務所 弁護士
みやぞの まさたか 宮園 雅敬	年金積立金管理運用独立行政法人 理事長
もりもと まなぶ 森本 学	日本証券業協会 副会長

自主規制の活動報告（運営状況）

自主規制モニター会議

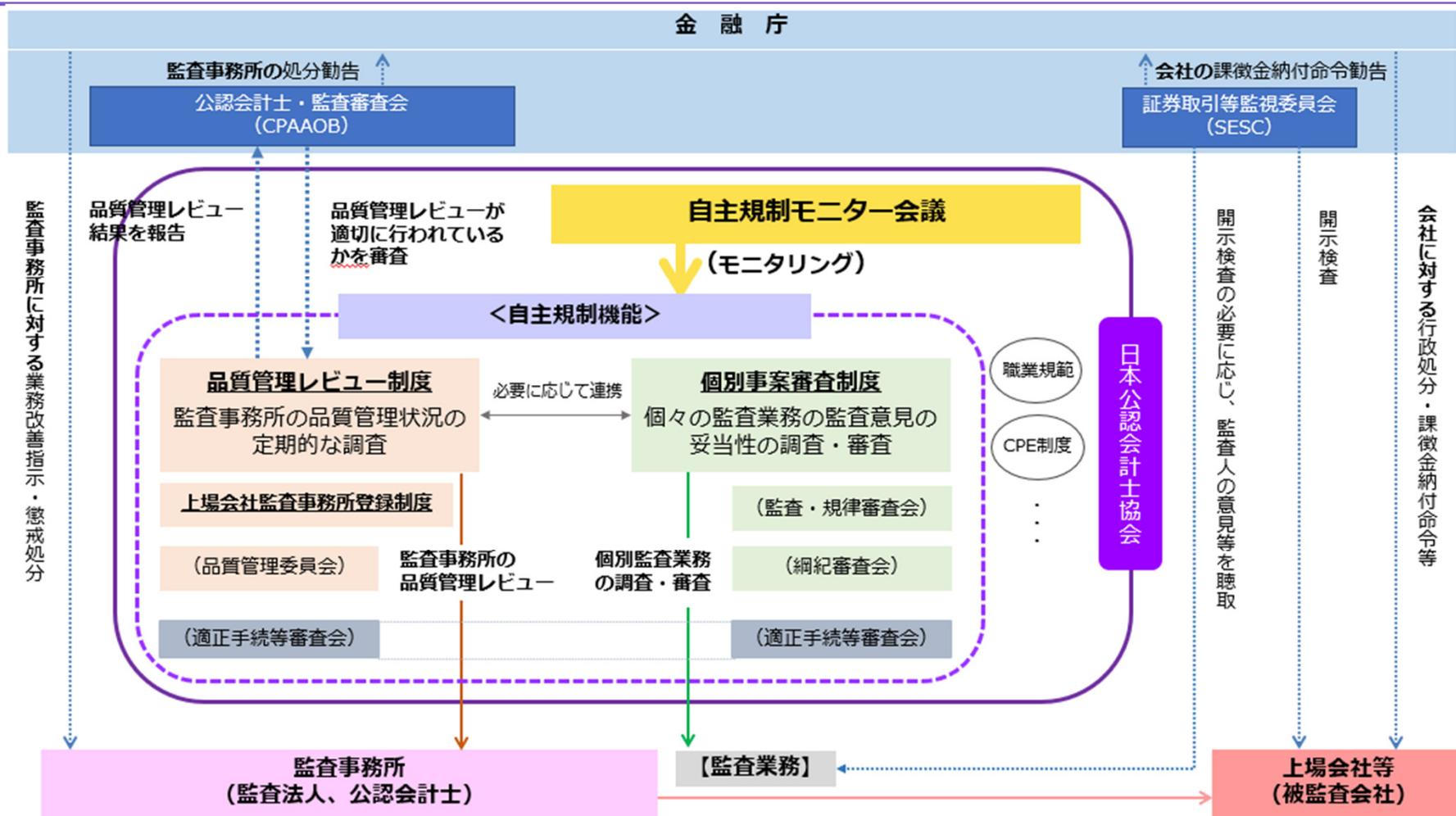
2023/3/30



目次

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況
2. 個別事案審査制度の運営状況
3. 品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の連携
4. 審査申立て制度の運営状況
5. その他（行政処分勧告等対象監査事務所に係る対応）

自主規制の全体像（参考）



1. 品質管理レビュー制度等の運営状況①

2022年度品質管理レビューの実施状況

	実施監査事務所数	既審議数		未審議数
		~2022.10	2022.11~2023.02	
通常レビュー	92(63)	10(7)	52 (32) ^(注1)	30(24)
特別レビュー	1 (1)	0	0	1(1)
改善状況の確認	11(10)	1(1)	7(6) ^(注2)	3(3)
通常レビュー対象監査事務所 (4月1日現在)	216 (142)	* 括弧内は上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿 に登録されている監査事務所（登録事務所）の数		
通常レビュー実施割合 (当年度)	43%(44%)			

(注1) 重要な不備事項なし：47（うち32は登録事務所）

重要な不備事項なし／注意（再指摘）：3（登録事務所以外）

極めて重要な不備事項あり／辞退勧告：2（登録事務所以外）

(注2) 改善不十分な事項なし：5（登録事務所）

改善不十分な事項あり／注意（再指摘）：1（登録事務所以外）

改善不十分な事項あり／辞退勧告：1（登録事務所※）

※ 2021年度通常レビューの実施結果を受け、上場会社監査事務所名簿から登録抹消済み

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況②

上場会社監査事務所登録制度の運営状況

● 上場会社監査事務所名簿等の登録状況

	2022年 10月末	増加	減少	2023年 2月末
本登録事務所	126	6	0	132
準登録事務所	18	2	8	12
品質管理レビュー実施前 監査事務所	(15)	(2)	(8) ^(注2)	(9)
品質管理レビュー実施済 監査事務所	(3)	(0)	(0)	(3)
登録事務所計	144	8	8	144

(注1) 期間内に登録不可とされた監査事務所、レビューの実施結果を受けて登録を取り消された監査事務所はない

(注2) 本登録事務所に異動：6

上場会社との監査契約（予定含む）解除：2

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況③

「上場会社等監査人登録制度」(法定)への移行に伴う経過措置

- 「上場会社監査事務所登録制度」(自主規制)から「上場会社等監査人登録制度」(法定)へ(施行日:2023年4月1日)
 - ▶ 現行の各種名簿・リスト(上場会社監査事務所名簿/準登録事務所名簿/抹消リスト/名簿再登録制限者管理簿)は廃止され、「上場会社等監査人名簿」に一本化
 - ▶ 上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所は、法律の定めるところにより「上場会社等監査人名簿」への登録を改めて受けなければならない
- 経過措置
 - ▶ 次の①・②のいずれも満たす監査事務所は、施行日から起算して1年6か月の間、「上場会社等監査人名簿」に登録されていない場合であっても、上場会社等の監査証明業務を行うことができる[改正法附則第3条第1項]
 - ① 施行日時点で現に上場会社等の監査証明業務(金商法監査に限る)を行っていること
 - ② 改正法附則第4条第1項の届出を行っていること
 - ▶ 施行日の前日において、本登録又は準登録(「レビュー実施前監査事務所」については上場会社との監査契約の締結予定日が施行日以降のもの)の申請に対する審査が終了していない場合は、**審査は行わず、又は中止する**[新会則附則第6項・第7項]

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況④

「上場会社等監査人登録制度」（法定）への移行に伴う経過措置

● 「上場会社等監査人名簿」への登録の審査

- ▶ 「上場会社等監査人名簿」への登録の申請があったときは、当該名簿への登録の審査を担う「上場会社等監査人登録審査会」の要請を受け、「品質管理委員会」が「登録の審査のためのレビュー」を実施し、当該レビューの実施結果を踏まえ、登録の審査を行う〔新会則関係条文：第46条の3・第46条の4・第46条の16第3項〕

● 経過措置

- ▶ 現行制度において上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所で、以下の①～③のいずれにも該当する場合は、直近の通常レビューの実施結果を踏まえて登録の審査を行う〔会則附則第8項〕

※ 「上場会社等監査人登録審査会」が必要と認めたときは、「登録の審査のためのレビュー」の実施を妨げない

- ① 改正法附則第3条第1項の経過措置の適用を受ける者であること
- ② 施行日の属する事業年度の直前3事業年度において通常レビューを受けていること
- ③ ②の通常レビュー（直近のもの）において、「嚴重注意」又は「辞退勧告」の措置を受けていないこと

2. 個別事案審査制度の運営状況①

● 個別事案審査の実施状況

対象期間：2022年11月1日～2023年2月28日

➤ 監査・規律審査会の審議状況（委員17名：うち会員15名、会員外2名）

繰越事案	新規事案	終了事案	次月繰越
21事案	2事案	3事案 (うち綱紀 0 事案)	20事案

開催回数：4回

➤ 綱紀審査会の審議状況（委員7名：うち会員5名、会員外2名）

繰越事案	新規事案	終了事案	次月繰越
7事案	1事案 ※1	5事案	3事案 ※2

開催回数：8回

※1 期首時点で、監査・規律審査会における結審後、綱紀審査会への審査要請手続中であつた事案があり、監査・規律審査会終了事案数と差異が生じている。

※2 終了事案は、関係会員への結論の申渡し日を基準にカウントしているため、対象期間中に議決をしたが申渡しが完了していない事案については、次月繰越事案数に含まれている。

2. 個別事案審査制度の運営状況②

➤ 監査・規律審査会の終了事案 3事案の内訳

事案種類	事案数	結論	事案数
監査事案	2事案	問題なし	1事案
		改善勧告	1事案
		綱紀回付	—
倫理事案	1事案	問題なし	—
		改善勧告	—
		綱紀回付	—
		取下げ	1事案※

➤ 綱紀審査会の終了事案 5事案の内訳

事案種類	事案数	結論	事案数
監査事案	0事案	—	—
倫理事案	5事案 ※	改善勧告	2事案
		懲戒処分	—
		戒告	1事案
		会員権停止	4事案
		退会勧告	1事案

※ 同一の事案で関係会員ごとに複数の結論が出ているため案件数と結論に差異あり

3. 品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の連携

● 連携の状況

▶ 案件の連携

- 互いの制度の所管に関わる重要な案件（監査・規律審査会の調査・審査事案に関し審査会長が必要と認めた案件／品質管理レビューにおいて監査事務所の監査意見の妥当性又は会則等への準拠性に疑念が生じた案件）について相互に報告することにより、各制度において適切な対応の検討を行い、自主規制全体としての実効性向上を図る。

〈2022年11月～2023年2月の報告状況〉

品質管理委員会から監査・規律審査会への報告：2件

監査・規律審査会から品質管理委員会への報告：0件

- 各制度の機能の違いを踏まえつつ、自主規制全体として一体感のある対応を行うため、報告後の各制度における対応や考え方についても必要に応じて共有

▶ その他の連携

- 調査の重複回避等、効率的かつ効果的な運用を図るためのモニタリング情報、各制度における取上げ状況等の適時の共有など

4. 審査申立て制度の運営状況

- 審査申立ての対象

個別事案審査制度	綱紀審査会が決定した懲戒の処分内容
品質管理レビュー制度	上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定 等

- 審査申立ての要件

結論に影響を及ぼす「手続違反」「重大な事実誤認」「新たな事実の判明」があった場合

- 適正手続等審査会の運営状況（対象期間：2022年11月1日～2023年2月28日）

➤ **適正手続等審査会**の審議状況（委員5名：うち会員2名、会員外3名）

繰越事案	新規事案	終了事案	次月繰越
3事案	1事案	0事案	4事案

開催回数：6回

5. その他（行政処分勧告等対象監査事務所に係る対応）

《参考リンク》

- 「ひびき監査法人に対する検査結果に基づく勧告について」（2023年1月20日 公認会計士・監査審査会）
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/houdou/kankoku/hibiki.pdf>
- 「監査法人の処分について」（2023年1月27日 金融庁）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230127.html>

◆ 監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の管理及び保存に係る留意事項（通知）

監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の管理及び保存に係る留意事項（通知）（2023年3月17日公表）

昨今、監査事務所における監査調書の整理、管理及び保存に関し、適切な運用がなされていないこと及びこれに端を発する不適切な検査対応に起因し、**監査法人の業務運営が著しく不当**であるとして（**公認会計士法（昭和23年法律第103号。）第34条の21第2項第3号への抵触**）、公認会計士・監査審査会からの行政処分勧告や、金融庁からの行政処分が行われた事例が見受けられます。このような状況は、監査人が監査意見を表明するための合理的な基礎を得ていたかどうか、監査基準等に準拠して監査を実施したかどうかについての疑念を生じさせるとともに、職業的専門家としての誠実性の欠如として、**財務諸表監査に対する社会からの信頼性を損なう**ことにもつながりかねません。

監査人は、監査意見の表明に当たり、監査基準、監査における不正リスク対応基準（法令により準拠が求められる場合）及び監査基準報告書を含む当協会が公表する監査実務指針のうち個々の監査業務に関連するものは全て遵守しなければなりません。監査人は、これらの遵守すべき基準等に基づいて、監査報告書を発行するための基礎を得たことを示す十分かつ適切な記録として、また、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び適用される法令等に準拠して監査計画を策定し監査を実施したことを示す証拠として、監査調書を作成し保存することが求められます。

会員各位におかれましては、職業専門家として遵守すべき基準等に準拠し、監査調書の作成及び保存に関する体制の整備状況を確認し、その適切な運用状況の確保をお願いします。

当協会では、会員の実施した監査業務が、監査基準等職業専門家として遵守すべき基準に準拠して行われたことを確認するため、会員組織としての自主的な規律により品質管理レビュー制度を運用しています。**品質管理レビューにおいて、個別監査業務の検証は、監査人が作成した監査調書に基づき実施することになるため、監査調書の不適切な管理は、品質管理レビュー制度の信頼性や有効性にも影響するものとなります。**

また、2022年5月11日に成立した公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律では、会計監査の信頼性確保のための方策として、上場会社等の監査を担う監査事務所に対する登録制が導入されることとなりました。これにより、上場会社等の監査を行う監査事務所に対しては、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制の整備が求められることとなり、当協会は、上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性を確認するための方法として、品質管理レビューの実施結果を利用することとなります。

このため、特に、**上場会社等の監査を行う監査事務所にあつては、監査調書の整備及び保存に関する体制の整備・運用に当たり、監査調書の電子化や監査調書の変更を防止するための具体的な措置を講じることの重要性について、ご確認いただくようお願いします。**

◆ 中小監査事務所支援部門による監査調書の電子化に向けた主な取組

- 「合同会社 監査D&Iコンソーシアム」 (<https://adic-cpa.co.jp/service/>)との連携を通じた電子監査調書システムの構築支援
- 「中小監査事務所DXフォーラム」の開催（2023年2月27日）
 - ▶ 中小監査事務所のDX化をテーマとした講演
 - ▶ 電子監査調書システムを含めた各種製品・サービスを扱うITベンダーによる展示交流会
- 「中小監査事務所ITコミュニティ」の開催
 - ▶ 中小監査事務所のIT担当者の交流
 - ▶ 電子監査調書システムの運用モデルの周知
 - ▶ 各監査事務所のITインフラ環境の整備状況の把握



中小監査事務所DXフォーラムの様子

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

上場会社等監査人登録制度の概要

自主規制モニター会議

2023/3/30



目次

1. 制度改正の概要
2. 制度を担う機関（上場会社等監査人登録審査会）
3. 登録の審査
4. 登録後（登録上場会社等監査人の義務／ 情報開示(参考)）
5. 登録の取消し

1. 制度改革の概要

公認会計士法令の改正

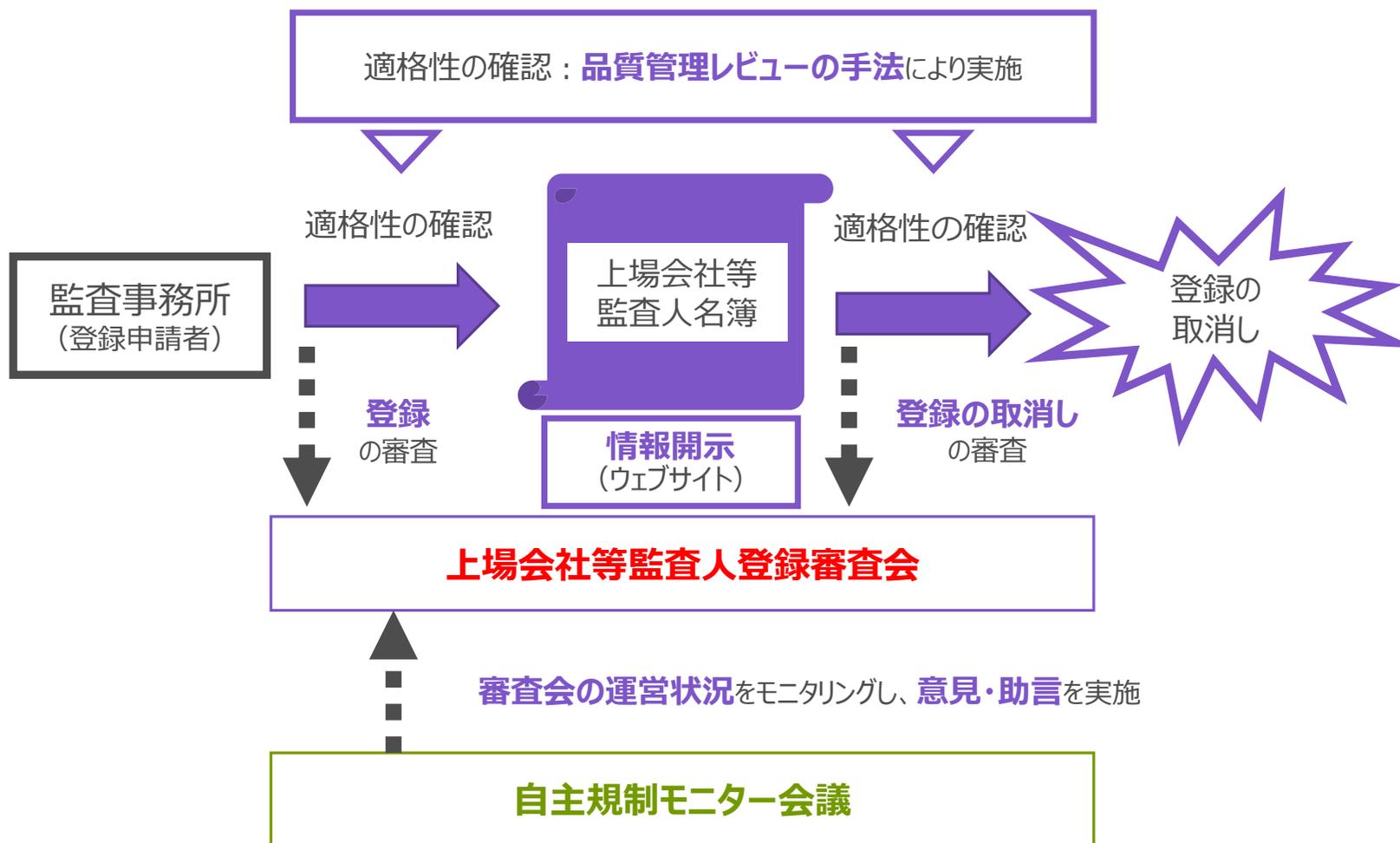
- **会計監査の在り方に関する懇談会**（令和3事務年度）
 - ▶ 会計監査を巡る環境変化と新たな課題への対応策として、以下の3点を中心に検討が行われる。
 - ① 会計監査の信頼性確保（**上場会社監査の規律等**）
 - ② 公認会計士の能力発揮・能力向上
 - ③ 高品質な会計監査を実施するための環境整備
 - ▶ 『「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」論点整理』が公表（2021年11月12日付け）
- **金融審議会 公認会計士制度部会**
 - ▶ 『金融審議会「公認会計士制度部会」報告』が公表（2022年1月4日付け）
 - ◆ **公認会計士法において、上場会社等の監査に係る登録制度の導入を行うべき**ことが報告された（なお、上場会社等の監査の担い手に対する規律付けは、当協会の自主規制の枠組みの下、2007年度から運用されており、その知見・ノウハウを活用し、職業専門家団体としての高度な自律機能を十分に発揮していくことが期待されている。）。
- **法案の成立**
 - ▶ 第208回国会において審議
 - ▶ 2022年3月1日提出、5月11日成立 ⇒ 5月18日公布

新旧制度比較

	現行（上場会社監査事務所登録制度）	新制度（上場会社等監査人登録制度）
制度の建付け	日本公認会計士協会による自主規制	CPA法令を踏まえた 法規制
登録判断の主体	品質管理委員会 ・ 日本公認会計士協会内の機関 ・ レビュー制度も所掌	上場会社等監査人登録審査会 ・ 日本公認会計士協会内の機関 ・ 登録の審査を専門に行う
構成員	委員長：日本公認会計士協会副会長 員数構成：会員 8 > 非会員 3	審査会長：日本公認会計士協会会長 員数構成：会員 3 < 非会員 4

上場会社等監査人名簿への登録の審査・登録の取消しの判断は、
更なる透明性、客観性の確保が求められる

新制度におけるフローの全体像



適格性の確認（会則第46条の5）

（適格性の確認）

第46条の5 本会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項の確認（以下「適格性の確認」という。）を行うものとする。

(1) 登録上場会社等監査人 次に掲げる事項

ア 法第34条の34の6第1項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

イ 法第34条の13第1項及び第34条の34の14に規定する業務管理体制が整備されていること。

(2) 登録申請者 法第34条の34の6第1項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

2 本会は、適格性の確認に当たっては、品質管理レビュー（第77条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）その他の調査を行うものとする。

➤ 登録上場会社等監査人に対する適格性の確認では、監査法人が通常整備しなければならない業務管理体制に加え、登録上場会社等監査人として整備しなければならない業務管理体制も、併せて確認される。

登録上場会社等
監査人が整備

法34の34の14

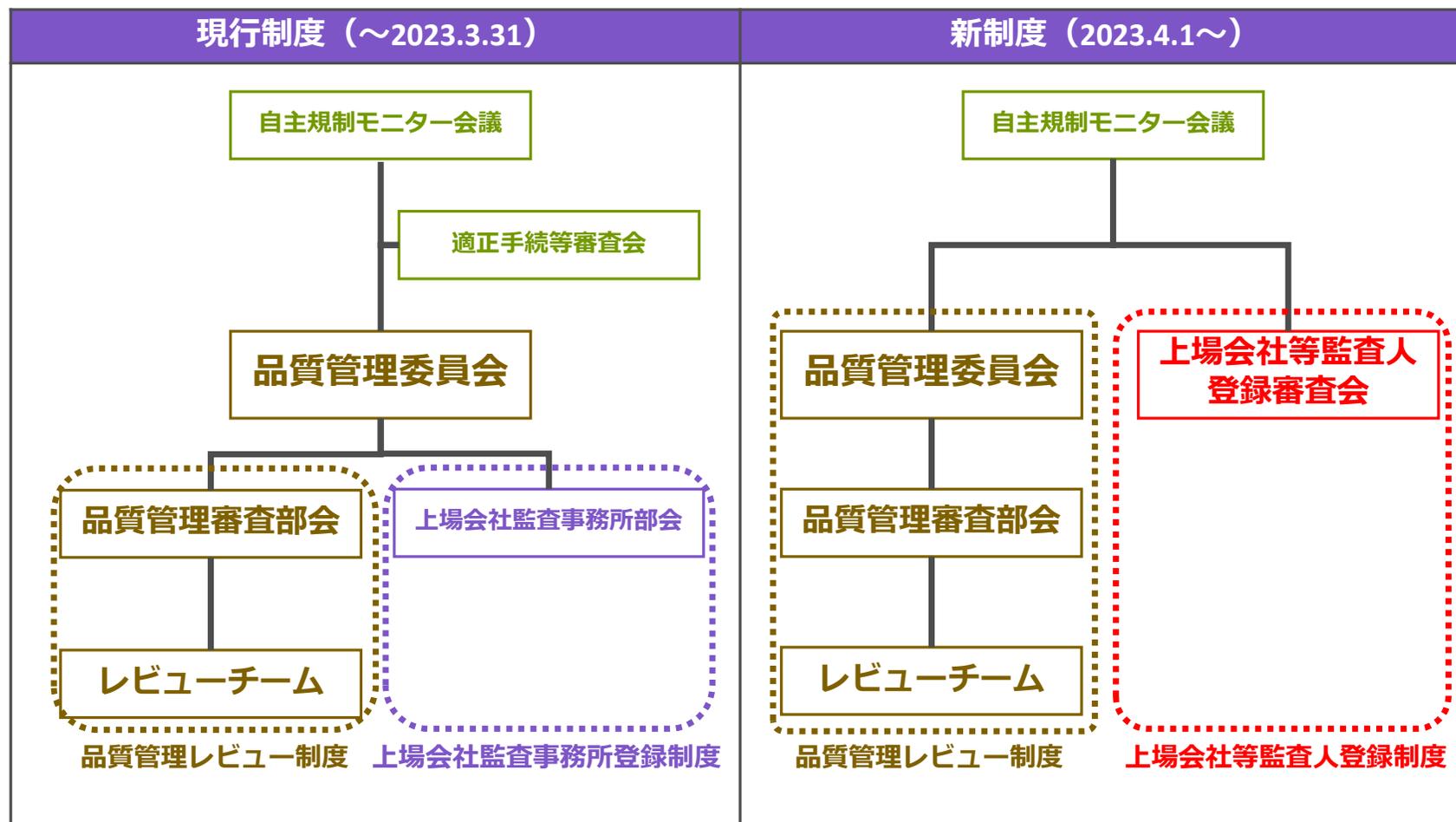
監査法人
全てが整備

法34の13 I

より高い規律付け

2. 制度を担う機関 (上場会社等監査人登録審査会)

協会内の組織体制の変更（新旧比較）



上場会社等監査人登録審査会

- **会議体の役割**

- ▶ **上場会社等監査人名簿の登録に関する事務を所掌すること**

- **会議体の職務**

- ① 上場会社等監査人名簿への**登録の審査**（登録の可否の決定）
- ② 上場会社等監査人名簿からの**登録の取消しの審査**
- ③ その他、審査会の運営に関し必要な事項

- **会議体の構成メンバー**

- ▶ **7人**

- ① 審査会長：1人（=本会の会長）
- ② 会員たる委員：2人
- ③ 会員外の委員：4人（金融庁の職員のほか、学者、経済界、投資家から1人ずつ）
- ④ （その他、予備委員：2人）

- **任期**

- ▶ **約3年**

※ 役員選挙の結果等を報告する定期総会終了後最初に開催される理事会の日の翌日から、就任後第3回目に開催される定期総会終了後最初に開催される理事会の日まで

参考（委員一覧）

（2023.4.1～／五十音順、敬称略）

委員の種別	氏名	役職等
審査会長	茂木 哲也	日本公認会計士協会 会長
委員（会員外）	齊藤 貴文	金融庁企画市場局企業開示課 開示業務室長
委員（会員外）	蟹江 章	青山学院大学大学院 教授
委員（会員外）	後藤 敏文	日本監査役協会 専務理事
委員（会員外）	水口 啓子	アジア開発銀行研究所 ESGエコノミスト
委員（会員）	小暮 和敏	公認会計士
委員（会員）	浅井 万富	公認会計士

3. 登録の審査

登録の審査

- **上場会社等監査人登録審査会**は、登録の申請書類を受領後、上場会社等の監査人としての適格性を備えているかどうかを確認（**適格性の確認**）する目的から、**登録の審査（法第34条の34の6に定めのある「登録の拒否」事由に該当していないかを確認すること）**を実施。
- 登録の審査に当たり、上場会社等監査人登録審査会は、品質管理委員会に対し、**品質管理レビュー（登録の審査のためのレビュー（会則第77条第2項第3号））**の実施を要請する。
 - ▶ なお、申請書類の受領段階で「登録の拒否」事由に該当する場合には、「登録の審査のためのレビュー」を待たずして、登録が拒否されることもある。
- 「登録の審査のためのレビュー」では、**監査事務所の品質管理システムの整備状況**を中心として確認が行われる。
- 申請を受けてから、登録の審査結果を申請者に通知するまでの期間（標準処理期間）は**3か月程度**。ただし、登録の審査のためのレビューの実施状況によっては、審議が長引くこともある。

登録の拒否（登録の取消し）の判断基準

- 【内容】欄に記載するケースに該当した監査事務所は、法令*に定めのある人的体制／品質管理体制を整備していないものとして、登録の拒否／登録の取消しが決定されることとなる。（上場会社等監査人登録細則第7条）
* 法第34条の34の6第1項第5号、施行規則87条

該当する体制	該当する事務所の種別	内 容
人的体制	登録申請者	CPD履修必要単位数以上を履修していない場合（監査法人にあっては、原則として、社員（特定社員を除く。）全員）
	登録上場会社等監査人	
品質管理体制	登録申請者	登録の審査のためのレビューを正当な理由なく 拒否 し、又は当該登録の審査のためのレビューを実施した結果、 極めて重要な不備事項 若しくは 重要な不備事項 が認められ、 辞退勧告 措置が講じられた場合
	登録申請者 （監査法人の場合に限る。）	正当な理由なく品質管理レビューを 拒否 し、又は品質管理レビューを実施した結果、 極めて重要な不備事項 若しくは 重要な不備事項 が認められ、 辞退勧告 措置が講じられた（申請書の提出の日前3年以内に講じられたものに限る。）ことがある場合
	登録上場会社等監査人	正当な理由なく品質管理レビューを 拒否 し、又は品質管理レビューを実施した結果、 極めて重要な不備事項 若しくは 重要な不備事項 が認められ、 辞退勧告 措置が講じられた場合

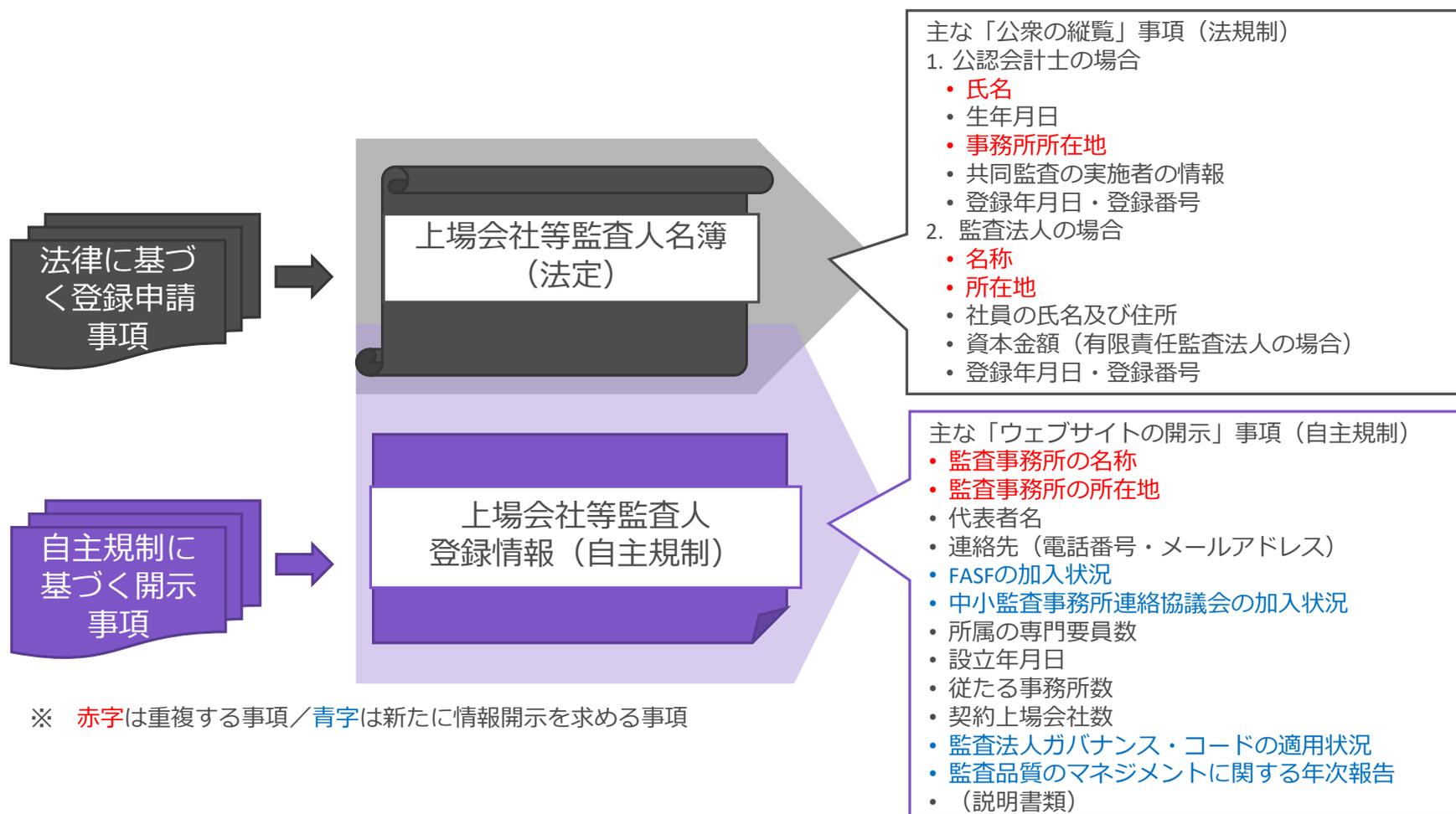
4. 登録後 (登録上場会社等監査人の義務／情報開示(参考))

登録後：登録上場会社等監査人の義務（法令）

- 変更登録の申請（法第34条の34の8第1項）
 - ▶ 上場会社等監査人名簿への登録を受けた監査事務所（登録上場会社等監査人）は、**名簿上の登録事項に変更が生じた場合、変更登録の申請が必要。**
 - ▶ 変更登録申請を怠った事実が確認され、当協会からの催告・指示にもかかわらず変更登録申請を行わない場合、登録の取消しの対象となる。
- **情報を公表する体制の整備**（法第34条の34の14、施行規則第93条、第95条、第96条）
 - ▶ 登録上場会社等監査人は、施行規則第93条、第95条、第96条の規定に基づき、**所定の情報を公表するための体制を整備しなければならない。**

条文番号	内容	公表媒体
第93条	改訂品質管理基準に則った、業務の品質の管理の状況等の評価結果及びその理由等を公表するための体制の整備	説明書類
第95条	上場会社等の監査証明業務のステークホルダーに対する有用な事項を公表するための体制の整備	(指定なし)
第96条	監査法人のガバナンス・コードの適用状況を公表するための体制の整備	(指定なし)

(参考) 「公衆縦覧」及び「ウェブサイト開示」における項目の位置付け



5. 登録の取消し

登録の取消し（法第34条の34の9）

- 次の①～③のいずれかに該当した場合、**登録の取消し**が判断されることになる。
 - ① **登録の拒否事由**（法第34条の34の6第1項各号）に該当した場合
 - ② **不正の手段により登録を受けた場合**
 - ③ **公認会計士法第5章の4（上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則）の規定又は当該章の規定に基づく命令に違反した場合**
- 登録の取消しを受けた監査事務所
 - ▶ 取消しの日から3年を経過しない間は、登録の拒否事由に該当することとなる（法第34条の34の6第1項第1号）。
 - ▶ **1年間、協会のウェブサイト上に、登録の取消しを受けた旨が開示される（上場会社等監査人登録細則第9条第2項）。**
- 上場会社等の監査業務の期中に登録の取消しを受けた場合であっても、取消しの日前に締結された監査業務に関しては、監査を行うことができる（法第34条の34の9第6項）。

「登録の取消し」に関連するプロセス

- **聴聞手続の実施**（会則第46条の8第2項）
 - ▶ 「登録の取消し」は、行政手続法における**不利益処分**に該当するため、登録の取消しの対象となった登録上場会社等監査人は、「**聴聞手続規則**」の定めるところにより、期日に出頭して陳述を行う、文書等の閲覧を求める、陳述書の提出を行う等ができる。
 - ▶ 上場会社等監査人登録審査会は、聴聞手続の実施内容（聴聞調書・報告書）の内容を十分に斟酌した上で、登録の取消しを判断する。

- **行政不服審査法に基づく審査請求**（法第34条の34の9第2項）
 - ▶ 「登録の拒否」処分を受けた登録申請者の場合と同様に、「登録の取消し」処分を受けた監査事務所は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる。

法令参考条文

法第34条の34の6第1項各号

(登録の拒否)

第三十四条の三十四の六 日本公認会計士協会は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第三十四条の三十四の九第一項の規定により申請者が登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないとき。
- 二 申請者が公認会計士である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
 - ロ 第三十四条の二十一第二項の規定により監査法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの
 - ハ 第三十四条の二十九第二項の規定により登録有限責任監査法人が第三十四条の二十四の登録を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該登録有限責任監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの
 - ニ 第三十四条の三十四の九第一項の規定により登録上場会社等監査人（第三十四条の三十四の八第一項に規定する登録上場会社等監査人をいう。次号ホにおいて同じ。）（監査法人に限る。）が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該登録上場会社等監査人の社員であつた者でその取消しの日から三年を経過しないもの
- 三 申請者が監査法人（有限責任監査法人を除く。）である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 第三十四条の二十一第二項又は第三十四条の二十九第二項の規定により業務の停止を命ぜられ、当該業務の停止の期間を経過しないとき。
 - ロ 社員のうちに第三十四条の四第二項各号のいずれかに該当する者がいるとき。
 - ハ 社員のうちに第三十四条の二十九第二項の規定により登録有限責任監査法人が第三十四条の二十四の登録を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日前三十日以内に当該登録有限責任監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないものがあるとき。
 - ニ 社員のうちに第三十四条の三十四の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（監査法人を除く。）がいるとき。
 - ホ 社員のうちに第三十四条の三十四の九第一項の規定により他の登録上場会社等監査人（監査法人に限る。）が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該他の登録上場会社等監査人の社員であつた者でその取消しの日から三年を経過しないものがあるとき。
 - ヘ 社員（公認会計士に限る。）の数が政令で定める数に満たないとき。
 - ト 社員のうちに公認会計士である社員の占める割合が百分の五十を下らない内閣府令で定める割合を下回るとき。
- 四 申請者が有限責任監査法人である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 前号イからトまでのいずれかに該当するとき。
 - ロ 資本金の額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たないとき。
- 五 上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための体制として内閣府令で定めるものの整備が行われていないとき。**

施行規則第87条

(監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制)

第八十七条 法第三十四条の三十四の六第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる体制とする。

- 一 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる**人的体制**（次に掲げる事項を含むものに限る。）
 - イ 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務に関する十分な知識及び経験を有する公認会計士を確保していること（**申請者（監査法人にあつては、社員の過半数）が公認会計士の登録を受けた後三年以上の当該監査証明業務の経験を有する者であることを含む。**）。
 - ロ 申請者（監査法人にあつては、社員の過半数）が、次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (1) 協会の調査に協力することを拒否したことがある者でないこと、又は当該調査に協力することを拒否したことがある監査法人の社員（当該監査法人の代表者及び第九十三条第四号に規定する社員に限る。）であった者でないこと。
 - (2) 協会の調査において協会の会則その他の規則の定めるところにより監査証明業務の運営の状況に重大な不備があるとして協会の認定を受け、当該認定の日から三年を経過しない者でないこと、又は当該認定を受けた監査法人の社員（当該認定の原因となった監査証明業務に係る令第十四条の二各号に掲げる者に限る。）であった者で当該認定の日から三年を経過しないものでないこと。
- 二 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な**業務の品質の管理を行うための体制**（次に掲げる事項のいずれかを含むものに限る。）
 - イ 業務の品質の管理に係る**専任の部門の設置**
 - ロ **業務の品質の管理に主として従事する公認会計士**（監査法人にあつては、社員である者に限る。）の**選任**

法第34条の34の14・施行規則第93条～95条

【公認会計士法】

(業務管理体制の整備に関する特則)

第三十四条の三十四の十四 登録上場会社等監査人は、内閣府令で定めるところにより、業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制、上場会社等の財務書類に係る第二条第一項の業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。

【公認会計士法施行規則】

(業務の品質の管理の状況等の評価及び公表)

第九十三条 登録上場会社等監査人は、法第34条の34の14の規定により、年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）又は会計年度中の一定の日（第1号及び第3号において「基準日」という。）における業務の品質の管理の状況（監査法人にあっては、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置。以下この条及び第95条において「業務の品質の管理の状況等」という。）を適切に評価し、かつ、次に掲げる事項を公表する体制を整備しなければならない。

- (1) 基準日
- (2) 業務の品質の管理の目的
- (3) 基準日における業務の品質の管理の状況等
- (4) 業務の品質の管理の状況等に関する評価の結果及びその理由（監査法人にあっては、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由）
- (5) 前号の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を当該登録上場会社等監査人に提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の状況等を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

法第34条の34の14・施行規則第93条～95条

(知識及び経験を有する公認会計士の監査証明業務への関与)

第九十四条 登録上場会社等監査人は、法第34条の34の14の規定により、被監査会社等である上場会社等の属性に応じて、当該上場会社等の財務書類の監査証明業務について十分な知識及び経験を有する公認会計士を当該監査証明業務に関与させる体制を整備しなければならない。

(経営管理の状況等の公表)

第九十五条 登録上場会社等監査人は、法第34条の34の14の規定により、経営管理の状況、監査証明業務における情報通信技術の活用の状況、人材の確保の状況その他の当該登録上場会社等監査人の監査証明業務に利害関係を有する者が当該登録上場会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項を公表する体制を整備しなければならない。

(組織的な運営)

第九十六条 登録上場会社等監査人は、法第34条の34の14の規定により、組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制及び当該原則の適用状況を公表するための体制を整備しなければならない。



継続的専門研修制度に関する会則等の 一部変更について

サマリー版

2023.3.30 自主規制モニター会議

副会長 鶴田光夫

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

日本公認会計士協会

目次

1	はじめに	3
2	背景	4
3	(1) 小数点以下の単位の導入	5
	(2) 不適切な履修申告の態様、不正な履修申告の判断基準及び措置の明確化	7
	(3) 研修の免除・必要単位数軽減の範囲の見直し	10
	(4) 監査法人の研修管理体制等の明確化	12
	(5) 研修会運営主体からの報告の充実	14
4	(1) 申告の修正制度の創設及び除斥期間の明確化	16
	(2) 義務不履行者に対する措置の実効性確保	18
5	(1) 登録時研修	20
6	(1) 研修から能力開発へ	22
7	変更内容の影響等	24

1 はじめに

2020年度に判明した継続的専門研修（以下「C P E」という。）における不適切な受講の判明を契機に、C P E制度の在り方検討プロジェクトチーム（以下「P T」という。）が2020年12月に組成されました。

P Tでは、会員に義務化され約20年が経ったC P E制度について、本来の目的を振り返った上で、現状の制度上及び運営上の問題点について検討し、その解決のために今後実施すべき施策を提言とする報告書（以下「P T報告書」という。）を、2021年3月31日付けで取りまとめ提出しました。

今般、C P E協議会は、当該P T報告書に掲げられた提言を踏まえ、短期的・中長期的施策として挙げられた事項のうち、C P E制度に係る会則等の変更を要する事項について検討し、変更案として取りまとめました。

なお、検討の最終段階において、「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」からの論点整理「会計監査の更なる信頼性確保に向けて」（金融庁 2021年11月12日付）及び金融審議会「公認会計士制度部会」からの報告（2022年1月4日付）が公表されました。これらの論点整理等においては、CPEについてもその重要性に鑑みた一定の言及がなされていてことから、本報告書をまとめるにあたっては、その内容についても考慮しました。

2 背景

PT報告書に掲げられた短期的・中長期的施策（51項目）

短期的施策（38項目）

会則・細則変更を伴わない事項
（運用面の見直し）

会則・細則変更を伴う施策（7項目）

- ◆少数点以下の単位の導入
- ◆不適切な履修申告の態様、不正な履修申告の判断及び措置の明確化
- ◆監査法人の研修管理体制等の明確化
- ◆研修会運営主体からの報告の充実
- ◆申告の修正制度の創設及び除斥期間の明確化
- ◆義務不履行者に対する措置の実効性確保
- ◆登録時研修

中長期的施策（13項目）

今後、検討継続

（1項目）※

継続的専門研修制度
（CPE）



- ◆継続的専門能力開発制度
（CPD）

※専門能力開発制度の詳細内容の
検討は今後対応

PT報告の施策以外で対応する事項（1項目）

- ◆研修の免除・必要単位数軽減の範囲見直し

3 (1)小数点以下の単位の導入①

① PT報告：課題と解決策

- ・ 厳格に端数時間を単位換算すべき
- ・ 業務に追われ研修時間を確保できない会員への配慮
→マイクロラーニングの導入も見据え 1 時間未満の単位付与の方法を検討

② CPE協議会：会則等変更の趣旨

- ・ 30分以上の端数の 1 単位への切上げを廃止
- ・ 小数点以下の単位の導入（最小単位30分 = 0.5単位）※ 1 時間 1 単位は今までどおり

③ 変更内容

- ・ 集合研修・自己学習・研修会等講師・著書等執筆の履修単位に係る端数処理及び最小付与単位の規定を改める

④ 適用

2023年 4 月 1 日以降の集合研修・自己学習等から適用

3 (1)小数点以下の単位の導入②

【集合型研修の場合】



◆30分 = 0.5単位
 今後は端数時間を厳密に単位換算するため等の理由で導入（1時間1単位である点は今までと同様）

【自己学習その他の場合】

研修方法	研修時間 (文字数)	変更前	変更後
自己学習	1時間	0単位	0.5単位
	2時間	1単位	1単位
	3時間	1単位	1.5単位
	4時間	2単位	2単位
講師	30分	0単位	1単位
	1時間	2単位	2単位
	1時間30分	4単位	3単位
	2時間	4単位	4単位
著書等執筆	2,000字	0単位	0.5単位
	4,000字	1単位	1単位
	6,000字	1単位	1.5単位
	8,000字	2単位	2単位

3 (2)不適切な履修申告の態様、不正な履修申告の判断基準及び措置の明確化①

① P T 報告：課題と解決策

- ・「不適切な履修」の定義が明らかでなく、措置も不明確
→不適切な履修、それに対する措置を明確化

② CPE協議会：会則等変更の趣旨

- ・不適切な履修申告の態様を明確にする
- ・不適切な履修申告は履修単位を取り消す
- ・不適切な履修申告（履修申告内容の不備は除く）を行った会員には、措置として指示を行う
- ・不適切な履修申告（履修申告内容の不備は除く）のうち、CPD協議会がその内容に重大な違反事実が認められると判断した申告は「不正な履修申告」とし、当該会員を懲戒処分の対象とする

③ 変更内容

- ・不適切な履修申告の禁止、不正な履修申告の判断基準について会則に規定する（[会則第122条の2](#)）
- ・不適切な履修申告の態様を細則に規定する（[CPD細則第28条の2](#)）
- ・不適切な履修申告に関する措置（[会則第128条の2](#)）、不正な履修申告を行った懲戒処分対象を規定する（[会則第67条](#)）

3 (2)不適切な履修申告の態様、不正な履修申告の判断基準及び措置の明確化②

・ 不適切な履修申告の態様 (CPD細則第28条の2)

(1) 履修申告の内容に不備があるもの

(2) 次のア及びイに掲げるものその他不適切な履修態様による研修を申告するもの

ア 複数の研修を同時に履修し、複数の履修を申告するもの

イ CPD協議会が予め定めた研修時間を自ら短縮して履修し、既定単位を申告するもの

(3) 次のア及びイに掲げるものその他虚偽の内容を申告するもの

ア 研修の実態を伴わない内容を申告するもの

イ 他の会員又は第三者と共謀して研修の履修又は申告自体を仮装するもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、会則第122条に規定する研修の意義を損なうとCPD協議会が認めるもの

・ 不正な履修申告 (会則第122条の2第2項)

上記(2)から(4)の内、CPD協議会が**重大な違反事実**が認められると判断した履修申告

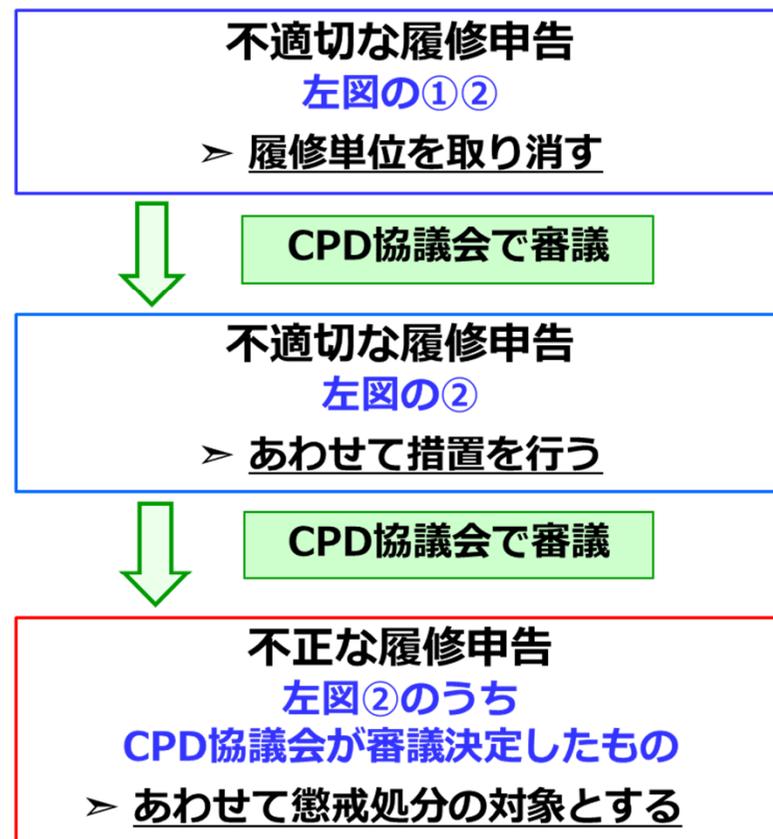
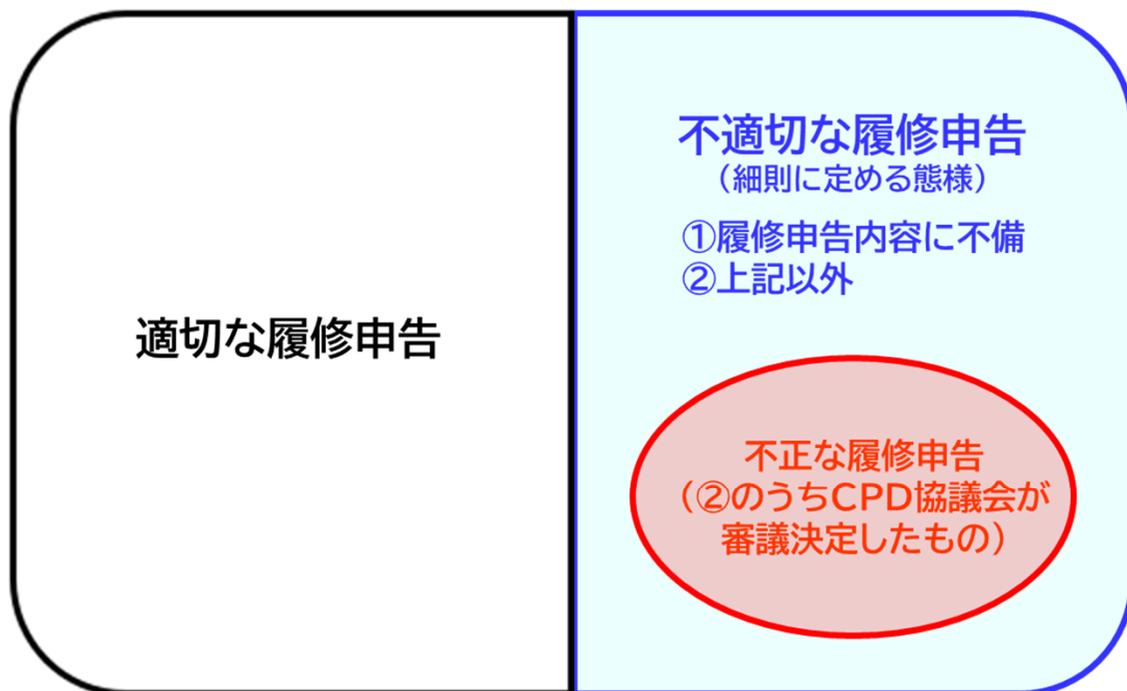
④ 適用

2023年4月1日以降の履修申告から適用

重大な違反事実の
判断基準は現在
ガイドラン (内規) 検討中

3 (2)不適切な履修申告の態様、不正な履修申告の判断基準及び措置の明確化③

不適切な履修申告・不正な履修申告の範囲 及び 当該措置等



3 (3)研修の免除・必要単位数軽減の範囲の見直し①

① 問題点

- ・企業等に常時勤務する会員
→資質の維持向上が求められる中で、研修の免除は望ましくない
- ・企業等の役員である会員
→公認会計士としての知見が期待される環境下において研修の免除軽減は望ましくない

② CPE協議会：会則等変更の趣旨

- ・企業等に常時勤務する会員（公務員・大学教員含む）及び非居住者である会員
→名称使用の有無に関わらず、研修の免除を認めない（単位数軽減は認める）
- ・企業等の役員である会員
→研修免除・単位数軽減の対象から除外（免除も軽減も認めない）

③ 変更内容

- ・企業等に常時勤務する会員が軽減される単位の上限を20単位と規定
- ・企業等の役員である会員について研修免除の例示から削除

④ 適用

2023年4月1日以降開始の事業年度から適用

3 (3)研修の免除・必要単位数軽減の範囲の見直し②

①研修の免除・軽減の範囲の見直し

【現在】

継続的専門研修制度における免除・軽減等に関する内規（最終変更：2018年3月7日）
 ⇒公認会計士としての業務を行わない期間にかかわらず、公認会計士の名称を使用している場合は、
 軽減できる単位数の上限を20単位までとする。

【見直し後】

内規ではなく細則に明記

- ・会員の業務従事状況の多様化
- ・公認会計士に対する社会的期待の増大



研修の免除・軽減の範囲の見直し

- ・企業等に常時勤務する会員及び非居住者である会員（3、4、5、6号の一部）
- ・企業等の役員である会員（6号の一部）

申請事由	公認会計士業務への従事	名称使用	判定（現行）	判定（見直し後）
3号(国又は地方公共団体勤務)	なし	あり	軽減上限20単位	軽減上限20単位
4号(一般事業会社・団体勤務)		なし	免除	軽減上限20単位
5号(非居住者)				
6号(大学教員)	なし	あり	軽減上限20単位	免除・軽減なし
6号(会社経営者(常勤・非常勤))		なし	免除	免除・軽減なし

3 (4) 監査法人の研修管理体制等の明確化①

① PTの掲げた課題と施策の提言

- ・ 監査法人が実施する研修について、eラーニングシステムの認定検査は行っているものの履修管理や研修内容についての協会による確認が不十分ではないか
→研修及び履修管理体制の整備の要件を定めるカリキュラム、研修計画、履修管理簿等の提出を求める

② CPE協議会：会則等変更の趣旨

- ・ 研修及び履修管理体制の整備、書類保管の要件の明記
- ・ 監査法人は、上場会社等監査人登録名簿に登録する監査法人に限定
- ・ CPD協議会による管理・運営の適切性の確認

③ 変更内容

- ・ 研修規定の整備、細則による研修計画立案等の規定

④ 適用

2023年4月1日以降開始の事業年度から適用

3 (4) 監査法人の研修管理体制等の明確化②

① 対象

上場会社等監査人登録名簿に登録されている監査法人

② 具体的な保存書類

- ▶ 研修運営規定、研修履修管理規程等
- ▶ 研修開始から日本公認会計士協会への申告までの業務フロー
- ▶ 研修会管理者向け、受講者向けのマニュアル
- ▶ カリキュラム
- ▶ 研修履修管理簿
- ▶ 社員等研修計画
- ▶ 法人内実施年度研修計画



保存期間
事業年度終了後 4 年間

③ 提出

CPD協議会から要請があった場合

3 (5)研修会運営主体からの報告の充実①

① PT報告：課題と解決策

- ・ 会員事務所主催研修会等の申告の確認が不十分
→開催案内等の保管及び提出を求める

② CPE協議会：会則等変更の趣旨

- ・ 会員事務所・有志主催団体は研修開催案内、テキストを保管（4年間）
- ・ CPD協議会は、必要に応じて提出を求める

③ 変更内容

- ・ 証跡資料の保管・提出を規定

④ 適用

2023年4月1日以降に開催する研修会から適用

3 (5)研修会運営主体からの報告の充実②

① 対象

会員事務所（会則第86条に規定する法人含む）及び有志主催研修会主催者

② 具体的な保存書類

- ▶ 研修開催通知
- ▶ 講師依頼状
- ▶ 研修テキスト
- ▶ 研修結果報告書（ほか）



保存期間
事業年度終了後4年間

③ 提出

CPD協議会から要請があった場合

4 (1)申告の修正制度の創設及び除斥期間の明確化①

① PT報告：課題と解決策

- ・ 会員による事業年度後の履修結果の確認が十分でない可能性
 - 履修内容を確認できる期間を設け、修正・取消・追加申告を可能にする
- ・ 協会による申告単位の取消・修正可能期間の明確化

② CPE協議会：会則等変更の趣旨

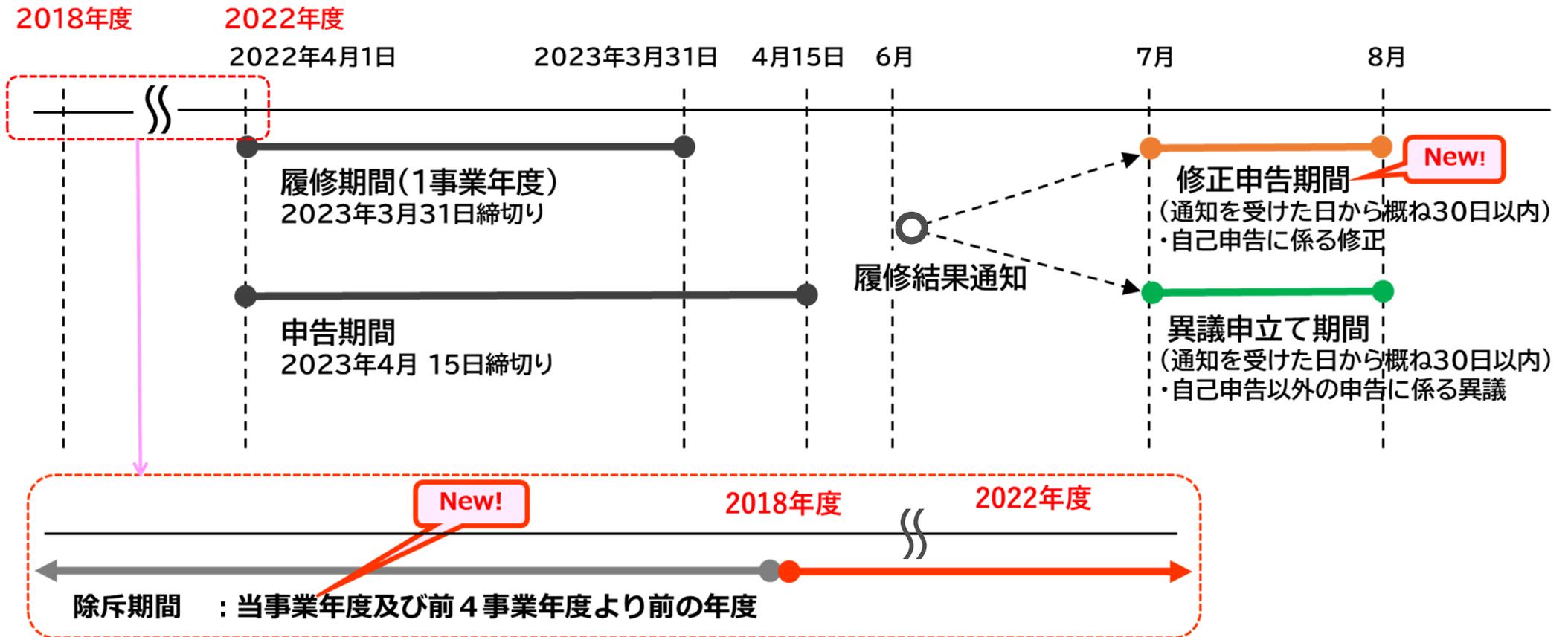
- ・ 申告の修正制度
 - 履修結果通知書で会員に申告漏れ・誤りの確認を促す
 - 通知後1ヵ月間、自己申告に係る申告内容の修正が可能
(研修細則第5条に規定する集合研修に限る)
- ・ 申告の修正の適否は、CPD協議会で審議し、CPD協議会の審議結果への異議は不可
- ・ 会員・協会の双方の証拠保全・立証の困難性を考慮し、除斥期間を設定
- ・ 除斥期間
 - CPD協議会は進行年度を含む5事業年度よりも前の単位を取消・修正不可

③ 適用

2022年4月1日以降開始の事業年度に関する履修申告から適用

4 (1) 申告の修正制度の創設及び除斥期間の明確化②

履修結果の申告期限、修正申告期間・異議申立て期間、除斥期間



4 (2)義務不履行者に対する措置の実効性確保①

① PT報告：課題と解決策

- ・義務不履行者には実効性のある措置が必要
→連続義務不履行者は、面談などの措置を検討

② CPE協議会：会則等変更の趣旨

- ・義務不履行者に対し、監督権を行使する
- ・連続義務不履行の会員に面談等（個別事情の聴取・指導等）を行う

③ 変更内容

- ・義務不履行者に対し「報告を徴し，又は質問をする」ことを明記

④ 適用

2023年4月1日以降開始の事業年度に伴う措置から適用

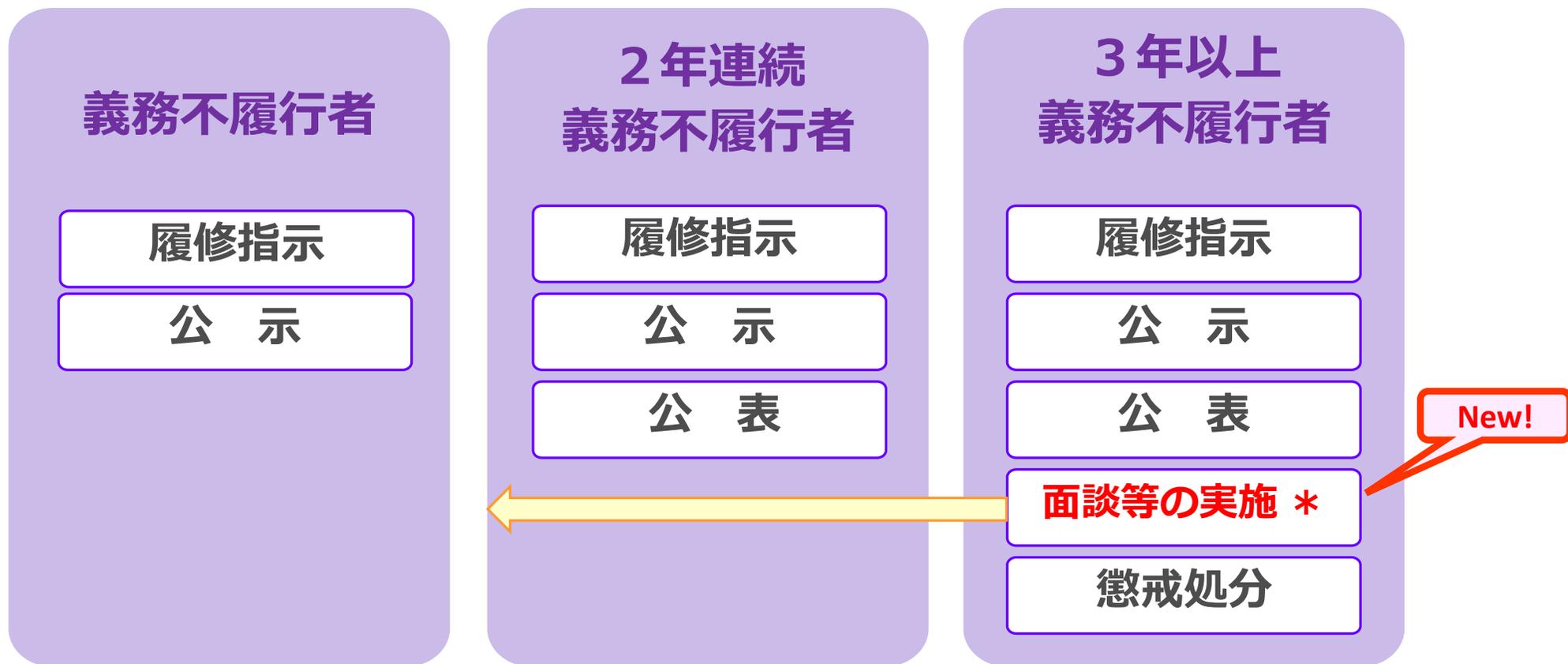
<関連事項>

改正公認会計士法により2023年度において3年以上研修未受講（3年連続0単位）の会員については、協会において登録抹消の対象となる



2022年度で2年以上0単位の会員への面談等の対応について2023年度に実施予定

4 (2) 義務不履行者に対する措置の実効性確保②



* 3年連続に限らず複数年連続義務不履行者に対し
早期での面談等の実施も視野に入れて対応

5 (1)登録時研修①

① PT報告：課題と解決策

- ・ CPEの目的やCPE制度の意義が十分に浸透していない
- ・ 会員歴の浅い会員にその傾向が顕著
→新規登録者を対象に、登録時研修を開催し受講を義務化する
- ・ CPE制度のほか、法制度・倫理制度等を説明する

② CPE協議会：会則等変更の趣旨

- ・ 公認会計士としての責任、権利・義務について理解を促し、遵法精神・職業倫理感を養う
- ・ 入会1年以内に4時間程度の研修とする
- ・ CPD制度とは別の自主規制上の義務とする
- ・ 義務不履行者には措置として指示を行う
- ・ 指示に従わない場合は会員マイページにおいて公示する

③ 変更内容

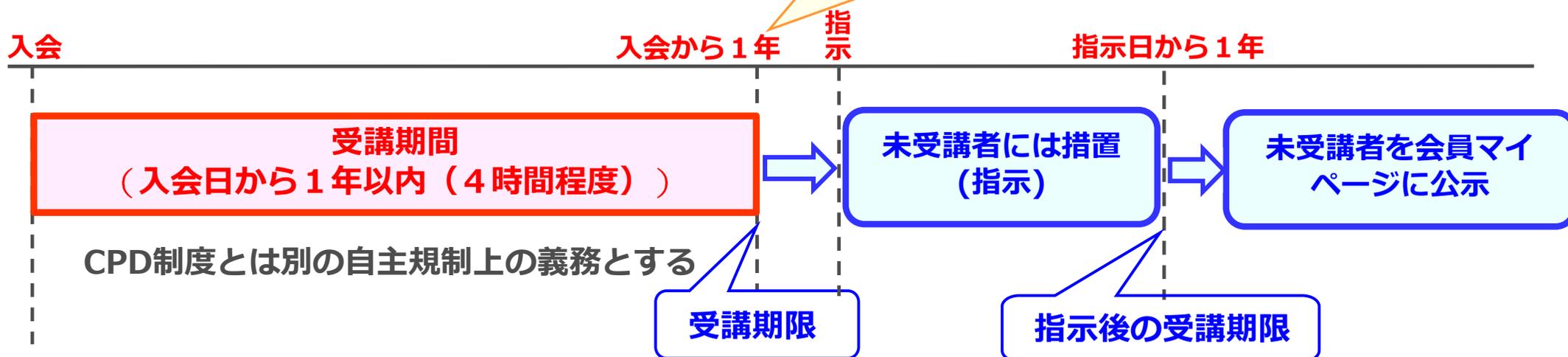
- ・ 登録時研修の義務と義務不履行者への措置及び措置に従わない場合の対応を規定（会則第130条の3、第130条の4）
- ・ 登録時研修に関する細則を新設（規定内容：登録時研修の内容、受講の完了、受講期限、指示、公示）
- ・ 登録時研修CPD協議会が会員に登録時研修の受講を完了できないやむを得ない事情があると認めるときは、やむを得ない事情が止むまでの間、受講期間及び措置後の受講期間の進行は停止する（登録時研修細則第4条第3項）

④ 適用 2023年4月1日以降登録する会員に適用

5 (1)登録時研修②

やむを得ない事情であるとCPD協議会が
認めた場合は止むまでの間、受講期間及び措置（指示）
後1年の期間の進行は停止する（登録時研修細則第4条第3項）

新規登録者を対象に登録時研修の受講を義務化



研修内容：登録時に理解すべき事項

継続的専門能力開発の目的
継続的専門能力開発制度の意義

公認会計士としての責任（公認会計士法・
会則を含む）、権利・義務（CPD制度を含
む）に加え、登録資格を有する税理士制度

対象：2023年4月1日以降入会する会員

6(1)研修から能力開発へ①

① PT報告：課題と解決策

- ・現在のCPE制度は法律上の研修義務の履行に重点を置いた制度
→CPE制度からCPD(※)制度へと進化すべき
 - ・法的義務の履行のための制度は継続
 - ・加えて、**会員が将来の活動領域を見据え、継続的に自主的・能動的な能力開発を行い、協会がそれを支える制度に**

※Continuing Professional Development：継続的専門能力開発

② CPE協議会：会則等変更の趣旨

- ・研修の実施に加えて会員の能力開発をサポートする
- ・継続的専門研修制度→継続的専門能力開発制度に改める

③ 変更内容

- ・会則等におけるCPEの名称を改め、協会は継続的専門能力開発制度（CPD制度）の運営及び管理を行うことを明記する

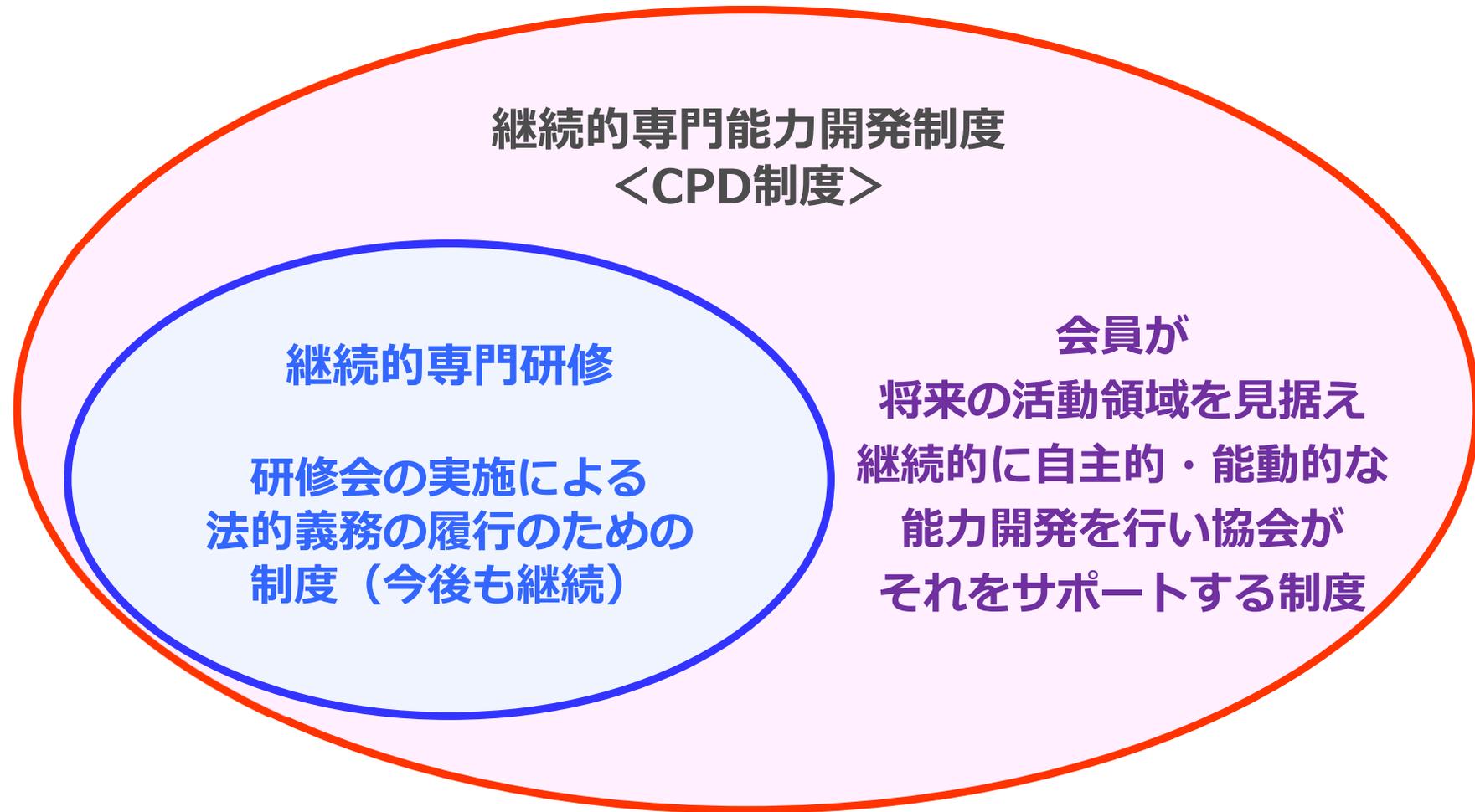
④ 適用

2023年4月1日以降の研修から適用

法律上の研修義務の履行に重点を置いたCPE制度から、会員が将来の活動領域を見据え、継続的に自主的・能動的な能力開発を行い、協会がそれを支えるCPD制度（継続的専門能力開発制度）への制度変更を目的とした変更。今後、体系整備等の検討を行うに当たり、まず協会として、継続的専門能力開発制度への転換を明示するとともに、会員各位の意識の転換を目的として今回の変更対応となった。

CPD制度の具体的な体系整備等は中長期的課題で今後検討

6(1)研修から能力開発へ②



7 変更内容の影響等

項番	変更内容	個人会員				監査法人	研修 運営主体	適用開始
		全会員	組織内等 会員	役員就任 会員	登録1年以内 会員			
3 (1)	小数点以下導入	😊 緩和						2023年4月
(2)	不適切な履修申告 不正な履修申告	😞 厳格						2023年4月
(3)	免除・軽減範囲		😞 厳格	😞 厳格				2023年4月
(4)	研修管理体制					適用		2023年4月
(5)	研修運営主体からの 報告充実						適用	2023年4月
4 (1)	申告修正制度 除斥期間の明確化	😊 緩和						2022年4月1日以降 の履修申告
(2)	義務不履行者措置	😞 厳格						2023年4月
5	登録時研修				適用			2023年4月1日 以降の登録
6	C P D	適用						2023年4月

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会